

## 「湖風会」会則 支部細則

当細則は、「湖風会」会則 第6章 支部 規程を補則するためこれを規定する。

### 第1条 (支部、クラス会、その他同窓生の活動グループの定義)

1. 支部は以下のものをいう。

①地域支部 一定規模の地域に居住、または勤務する会員により組織される支部

一定規模の地域は原則、滋賀県、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄を地域範囲とする。

②学部支部 同一学部により組織される支部

現在の学部、学科と学術的関連のある旧県短大の学部、学科からなる組織で、且つ、会員が継続される組織

2. クラス会(同級会) 同期、同学科の組織

3. 同好会

①クラブ OB,OG 会：体育系、文科系クラブ活動の仲間(単一組織、継続的組織を含む)

②ゼミ OB,OG 会：ゼミの仲間(単一組織、継続的組織含む)

③その他ある目的(趣味、嗜好)で集う同窓生の会(単一、継続的組織)

4. 単位同窓会

統合前の同窓会組織、彦根工業会(短大工業部)、農業部同窓会、芹翠会(短大家政部)、湖畔の会(短大看護学部)、県大同窓会は学部支部への発展的解散をする。

### 第2条 (支部活動の助成)

支部への助成は、以下のことを基本とした活動への助成金交付とし、その予算財源は「湖風会」総括一般予算〔支部活動予算〕から支出される。

1. 地域支部、学部支部に対し、役員会、総会、部会に係わる会場費、通信費、資料作成費、お茶代を対象として交付する。
2. クラス会(同級会)に対し、申請クラス 年1回 本部予算より一定額の補助を行う。
3. その他の組織については助成しない。

### 第3条 (助成金の申請)

助成金の申請は、次年度の助成金申請書と活動計画、当該年度の決算書と活動報告などを、当該年度末までに本部へ送るものとする。なお、臨時に起案する必要があると認められた場合は、適宜に対応する。

### 第4条 (本部の義務)

本部は、役員会において各支部から提出された助成金申請書ならびに臨時申請書に対して、その内容を審議し、承認された助成金を速やかに当該支部宛に送金しなければならない。

### 第5条 (支部会計の運用)

支部長は、支部会計の運用について、支部の各種行事、活動およびその準備に充てるべく、適切且つ有意に行なわれるよう責任を持ってあたり、別に定める会計簿にその収支明細を

随時記載しなければならない。また、支出に関しては、領収書等の関係書類も整備保管しなければならない。

#### 第6条（助成金の精算）

助成金の交付を受けた支部は、各年度期間内の収支報告書を作成し本部に提出すると共に剰余金が生じた時は次年度に繰り越し申請するものとする。

#### 第7条（細則の改正）

この支部細則の改正は、役員会の議決を以って行なうこととする。

##### 附則

1. この規定は、平成22年4月1日より施行する。

##### 附則

1. この規定は、平成24年11月17日改正し、施行する。